

2023年8月25日

関係者各位

松下介護老人保健施設はーとぴあ
事務部

『介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算』給付に伴う 一時金の支給について

介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬として給付される『介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算』を算定しており、施設として基準を定め一時金を支給します。

つきましては、毎年制度の見直しはありますが、2023年度の暫定対応として下記の通り取扱いをしますので、職場での周知をお願いします。

◆介護職員等特定処遇改善加算 ※2023年9月及び2024年3月に一時金を支給

1.支給対象者

2023年9月及び2024年3月に給与の支給がある下記の職員

- ・介護職（パートナー職員、契約職員、NSP、アルバイト）
- ・看護職・リハビリ職・事務職（アルバイト週2日以上）

※介護職（正職員）は、パナソニック基準賃金制度を適用しているため支給対象外

2.支給区分および支給金額 ※1回あたりの支給金額（年間で2回支給）

- | | | |
|---------------------------------|---|----------|
| ①常勤の介護職で介護福祉士資格取得者（勤続10年以上） | ⇒ | 250,000円 |
| ②常勤の介護職で介護福祉士資格取得者（勤続5年以上10年未満） | ⇒ | 225,000円 |
| ③常勤の介護職で介護福祉士資格取得者（勤続5年未満） | ⇒ | 200,000円 |
| ④常勤の介護職で介護福祉士以外（勤続10年以上） | ⇒ | 75,000円 |
| ⑤常勤の介護職で介護福祉士以外（勤続10年未満） | ⇒ | 60,000円 |
| ⑥非常勤の介護職（アルバイト） | ⇒ | 30,000円 |
| ⑦非常勤の看護職・リハビリ職・事務職（アルバイト週2日以上） | ⇒ | 15,000円 |

3.支給区分の判断条件

(1)職種および職員区分は、2023年4月1日現在の内容で判断

(2)勤続年数は、はーとぴあでの勤務実績を算定条件とし2023年4月1日現在で計算

(3)介護福祉士の資格条件は、2023年4月時点での資格取得者が対象

※4月1日以降の入社者については、入社日時点の情報で判断し在籍月数で支給額を調整

4.支給日

2023年9月25日（月）及び2024年3月25日（月）

※9月及び3月給与時に支給し課税処理（給与明細には「寸志・祝儀」として表示）

⇒⇒⇒⇒⇒ 次項へ続く

◆介護職員処遇改善加算 ※2024年3月に一時金を支給（協力感謝金）

1.支給対象者

2024年3月に給与の支給がある下記の職員

・介護職（パートナー職員、契約職員、NSP、アルバイト）

※介護職（正職員）は、パナソニック基準賃金制度を適用しているため支給対象外

2.支給区分および支給金額

①常勤の介護職で夜勤従事者 ⇒ 150,000円

②常勤の介護職 ⇒ 100,000円

③非常勤の介護職（パートタイム） ⇒ 50,000円

3.支給区分の判断条件

(1)職種および職員区分は、2024年3月1日現在の内容で判断

※4月1日以降の入社者については、在籍月数で支給額を調整

4.支給日

2024年3月25日（月）

※3月給与時に支給し課税処理（給与明細には「寸志・祝儀」として表示）

『介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算』給付に伴う一時金支給の取扱いについて、ご不明な点などがあれば下記の問い合わせ先までお願いします。

【 問い合わせ先 】

事務部 河野（PHS：8870 内線：103）

以上